



令和6年6月28日
不動産・建設経済局不動産市場整備課

令和5年度の証券化対象不動産の資産総額は約59.8兆円

～令和5年度「不動産証券化の実態調査」の結果の公表～

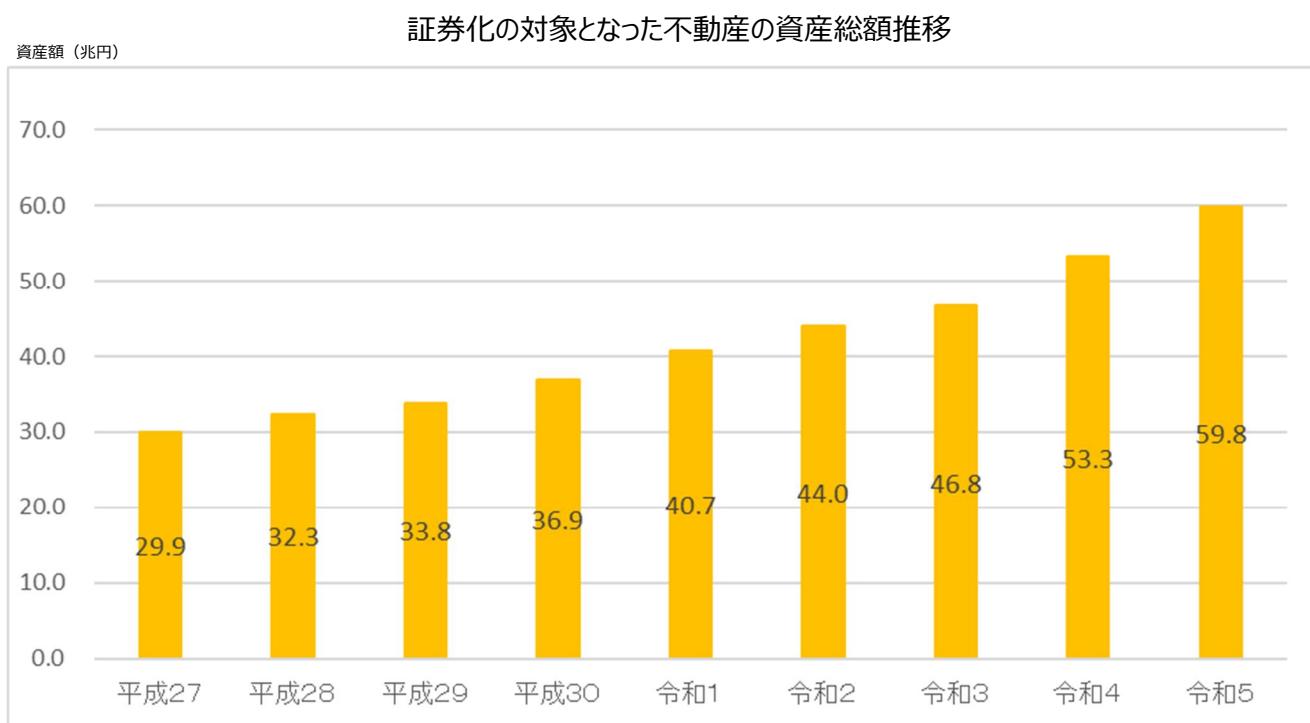
国土交通省では、不動産証券化の全体的な規模を把握するため、不動産証券化の対象として運用されている（証券化ビーカー等^{※1}が運用している）不動産又は信託受益権の資産額を調査し、公表しています。

令和5年度末時点^{※2}において、不動産証券化の対象となった不動産又は信託受益権の資産総額は約59.8兆円でした。

令和5年度にリート及び不動産特定共同事業の対象として取得された不動産又は信託受益権の資産額は約2.7兆円、譲渡された資産額は約0.8兆円でした。

（※1：リート、不動産特定共同事業、その他私募ファンド（TMK、GK-TKスキーム））

（※2：その他私募ファンド（TMK、GK-TKスキーム）については令和5年12月末時点）



※注釈については、別紙の図表1を参照。

(年)

○令和5年度「不動産証券化の実態調査」結果は別紙のとおりです。

・不動産証券化の市場規模 ・不動産証券化のスキーム別の実績

○調査結果の詳細及び過去の調査結果は、以下の国土交通省のホームページで御確認いただけます。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000209.html

＜お問い合わせ先＞

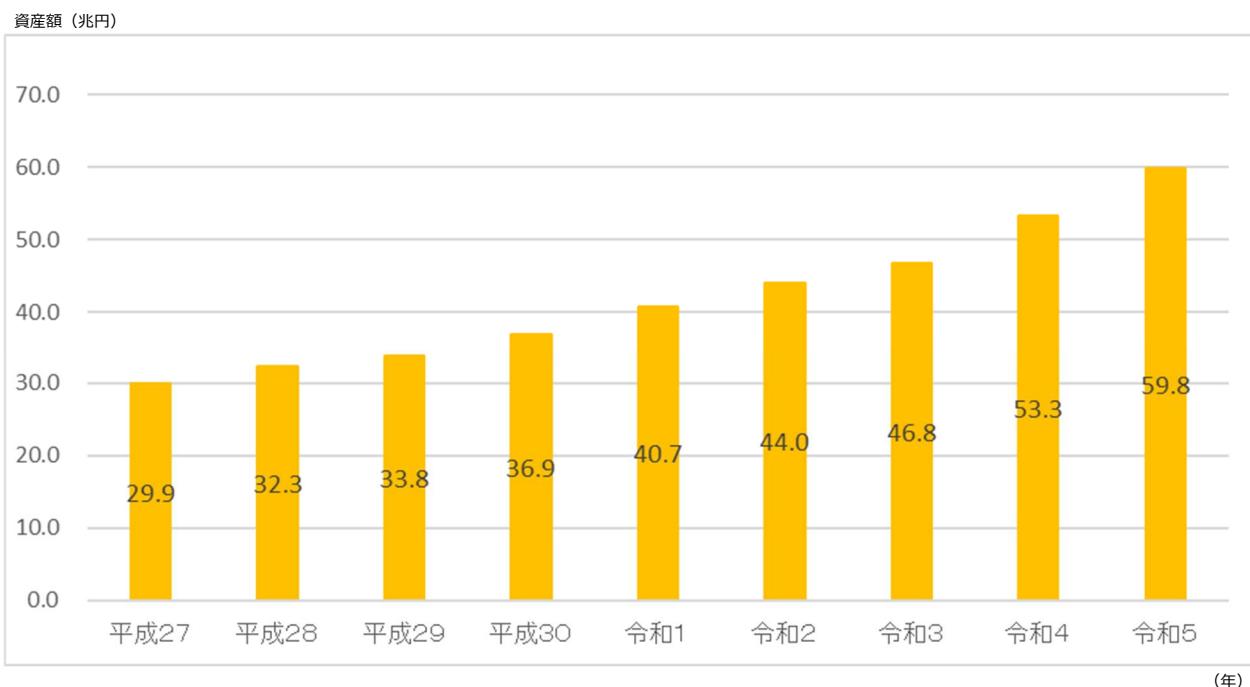
不動産・建設経済局 不動産市場整備課 不動産投資市場整備室 竹田、加藤、藤原
電話 03-5253-8111 （内線 30244） 、直通 03-5253-8264

令和5年度「不動産証券化の実態調査」の結果

1. 不動産証券化の市場規模

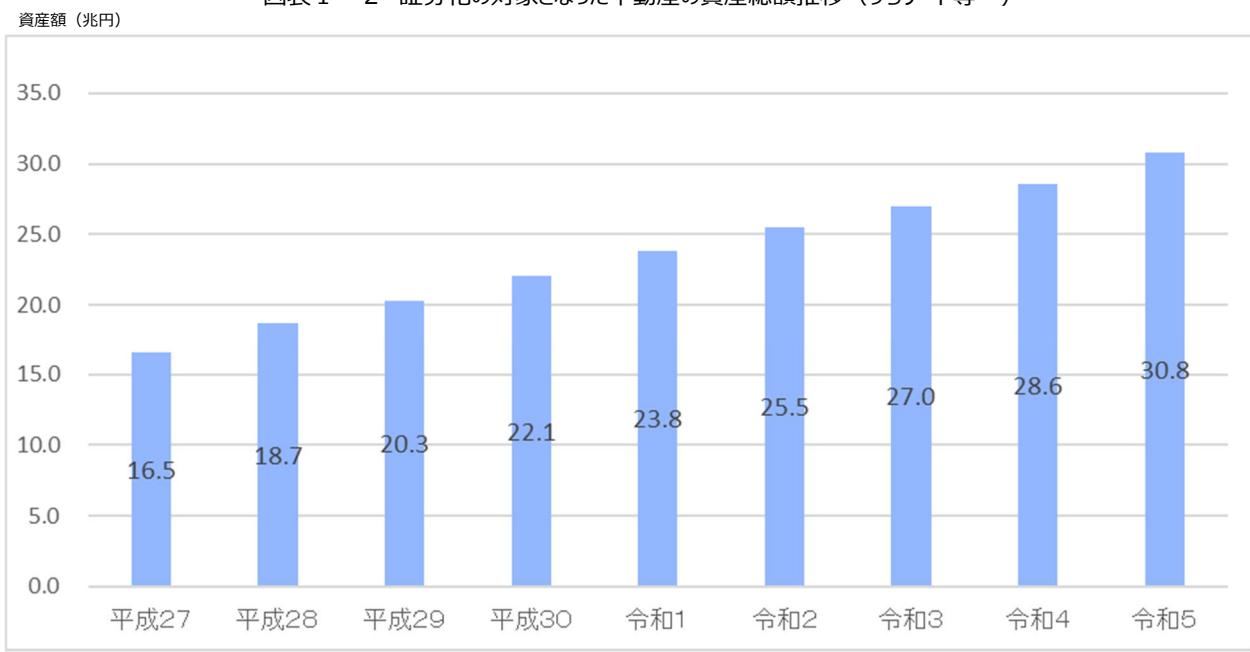
令和5年度末時点において、不動産証券化の対象となった不動産又は信託受益権の資産総額の推計^{*1}は約59.8兆円であった。そのうちリート等^{*2}に係る資産総額は約30.8兆円であった。

図表1-1 証券化の対象となった不動産の資産総額推移（全体）



※1：国土交通省「不動産証券化の実態調査」（3月末時点）、不動産証券化協会「ARESJ-REIT Database」「私募リート・クォータリー」（3月末及び12月末時点）、三井住友トラスト基礎研究所「不動産私募ファンドに関する実態調査」（12月末時点）より推計

図表1-2 証券化の対象となった不動産の資産総額推移（うちリート等^{*2}）



※2：リート等とはリート（私募リート含む）及び不動産特定共同事業の合計である。

※3：国土交通省「不動産証券化の実態調査」（3月末時点）、不動産証券化協会「ARESJ-REIT Database」「私募リート・クォータリー」（3月末）より推計

2. スキーム別の実績

令和 5 年度にリート及び不動産特定共同事業の対象として取得された不動産又は信託受益権の資産額は約 2.7 兆円であった。また、譲渡された資産額は約 0.8 兆円であった。

令和 5 年度に取得された資産をスキーム別にみると、リートが約 2.3 兆円、不動産特定共同事業が約 0.4 兆円であった。また、令和 5 年度に譲渡された資産は、リートが約 0.6 兆円で、不動産特定共同事業が約 0.2 兆円であった。

図表 2 – 1 スキーム別 証券化の対象となった不動産の取得・譲渡実績の推移



注 1：平成 22 年度～29 年度において、リートの取得額は匿名組合出資分等

(平成 22 年度約 150 億円、平成 23 年度約 30 億円、平成 24 年度約 30 億円、

平成 25 年度約 100 億円、平成 26 年度約 26 億円、平成 27 年度約 1 億円、

平成 28 年度約 101 億円、平成 29 年度約 188 億円) を含まない。

注 2：平成 15 年度～21 年度調査までの資産額には資産の取得・譲渡を伴わない

リファインズを含む。

注 3：内訳金額と合計金額は四捨五入しているため、内訳金額の合計と合計金額が

一致しないことがある。

図表 2 – 2 スキーム別 証券化の対象となった不動産の令和 5 年度における取得・譲渡実績

取得 (単位：兆円)	令和 5 年度		
	実物	信託受益権等	計
リート (私募リートを含む)	0.26	2.05	2.31
	0.40	—	0.40
合計	0.66	2.05	2.71

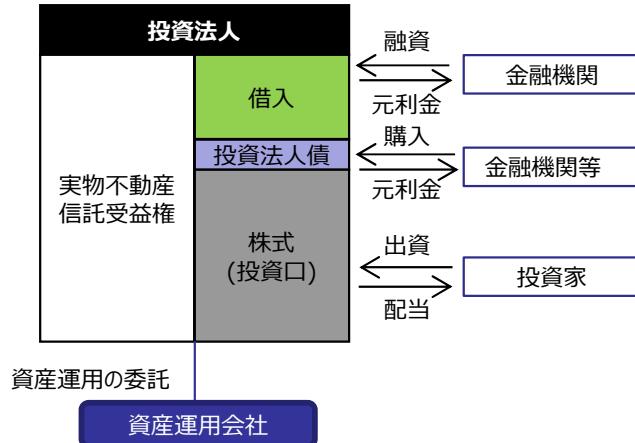
譲渡 (単位：兆円)	令和 5 年度		
	実物	信託受益権等	計
リート (私募リートを含む)	0.02	0.55	0.56
	0.21	—	0.21
合計	0.22	0.55	0.77

注 1：証券化の対象となる不動産の取得・譲渡実績は、リート（私募リートを含む）と不動産特定共同事業におけるフローベースのものであり、不動産市場整備課調べである。

注 2：不動産特定共同事業において取得した実物は、令和 5 年度中に新たに締結された不動産特定共同事業契約に供された実物不動産であり、譲渡した実物は、令和 5 年度中に終了した不動産特定共同事業契約に供された実物不動産である。

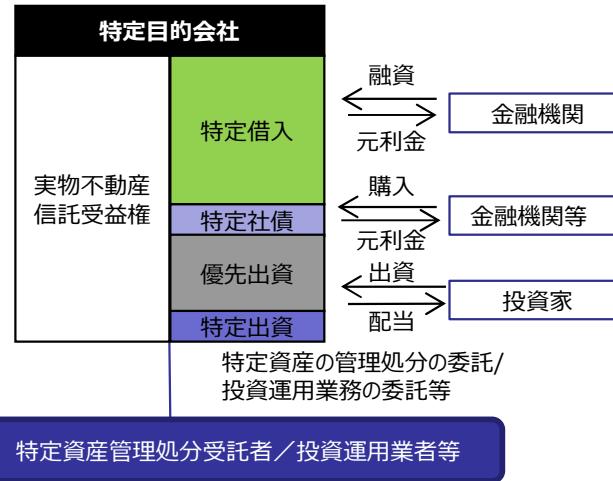
注 3：内訳金額と合計金額は四捨五入しているため、内訳金額の合計と合計金額が一致しないことがある。

< Jリート >



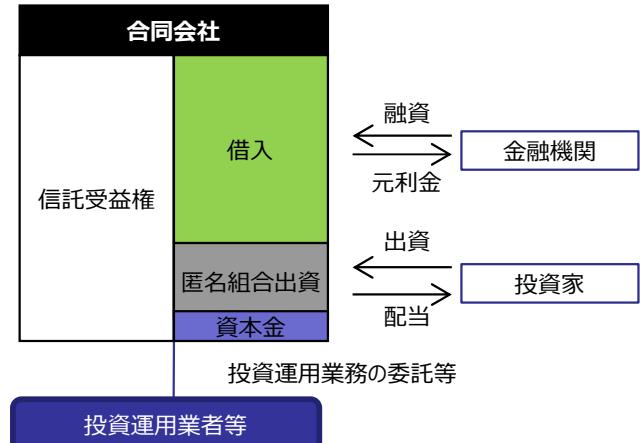
- * 投資信託及び投資法人に関する法律に基づくスキーム。日本版Real Estate Investment Trustの頭文字の略称でJリートと呼ばれる。
- * 投資口を上場することで、幅広い投資家からの資金調達が可能。

< 特定目的会社 (TMK) >



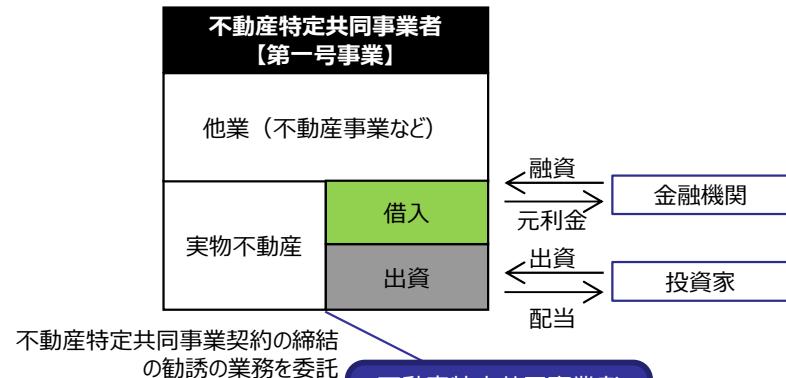
- * 資産の流動化に関する法律に基づくスキーム。
- * 資産流動化計画の作成が必要。

< GK-TK >



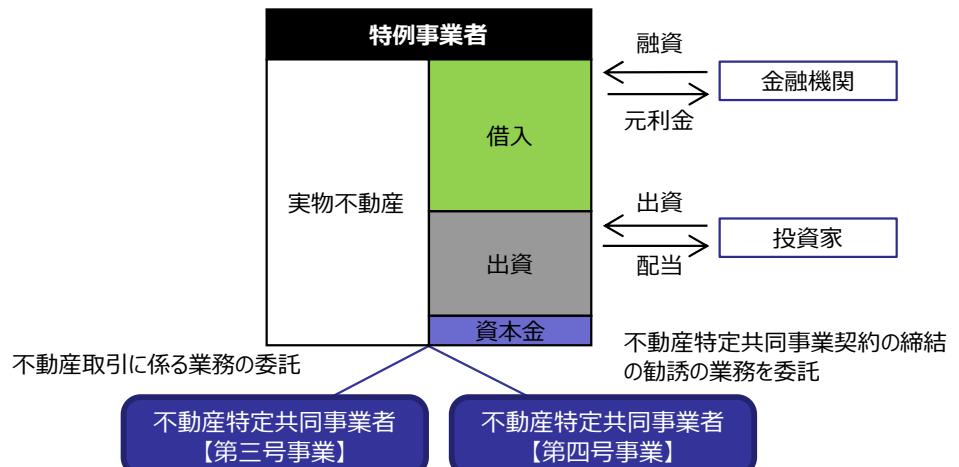
- * 合同会社を利用し、投資家から匿名組合出資で資金を調達する仕組み。合同会社と匿名組合の組み合わせ。
- * 運用資産は信託受益権のみ。

< 不動産特定共同事業 > (既存スキーム)



- * 不動産会社等が、許可を受けた上で事業主体となり、投資家から出資を受けて実物不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配するスキーム。
- * 投資家保護の観点から不動産特定共同事業法の規制あり。

< 不動産特定共同事業 > (特例事業)



- * 他の事業の影響を排除する（倒産隔離する）仕組みを導入。